

令和元年度
第1回 鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会

日時：令和2年2月7日（金）14:00～
場所：鹿屋市役所3階 全員協議会室

会 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 会長選出
- 5 議事
 - 報告（1）第7期介護保険事業計画の事業実施状況について
 - ①鹿屋市の介護保険の状況 資料1
 - ②施設整備の状況 資料2
 - ③地域包括ケアシステム構築施策の実施状況 資料3
 - 報告（2）鹿屋市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定及び高齢者実態調査等の実施について 資料4
- 6 閉会

令和元年度 第1回 鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会 資料

- 資料1 鹿屋市の介護保険事業の状況
資料2 第7期介護保険事業計画における施設整備状況
資料3 地域包括ケアシステム構築施策の事業実施状況
資料4 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定
及び高齢者実態調査等基礎調査の実施

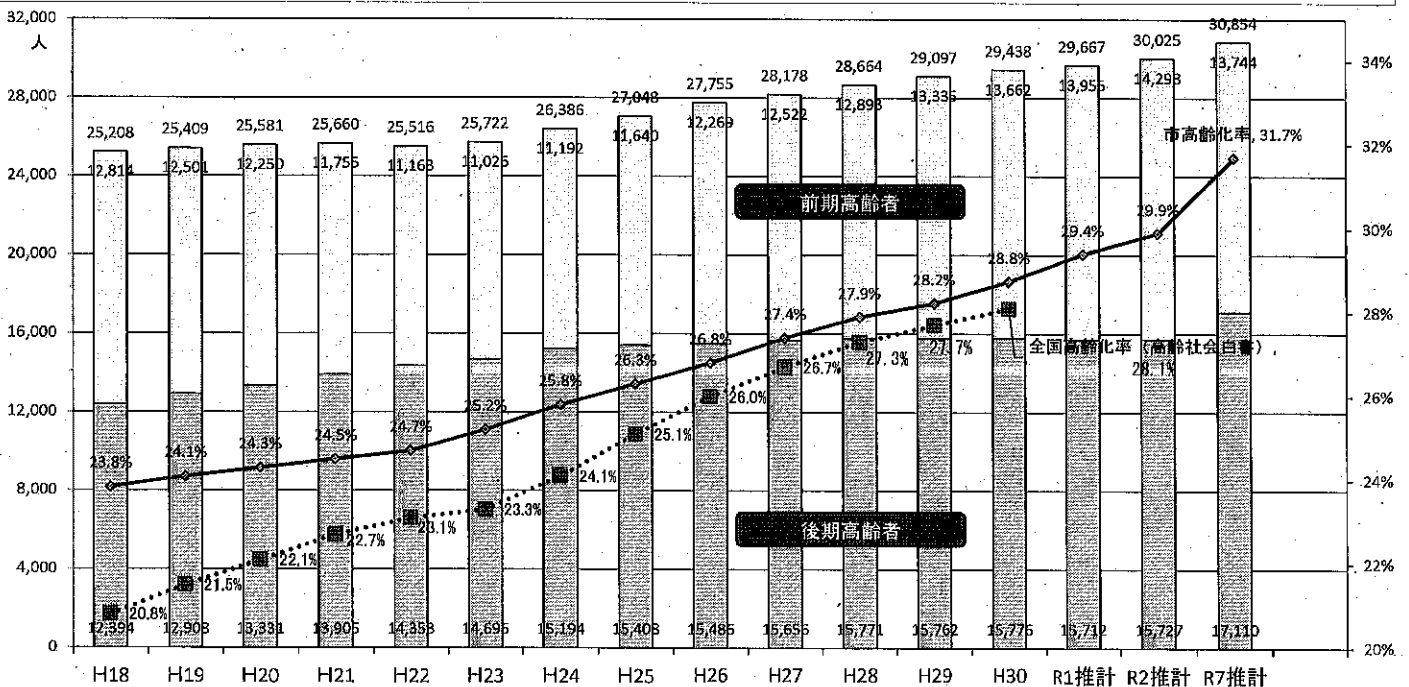
令和2年2月7日（金）
鹿屋市保健福祉部高齢福祉課

高齢者数と高齢化率の推移

資料1

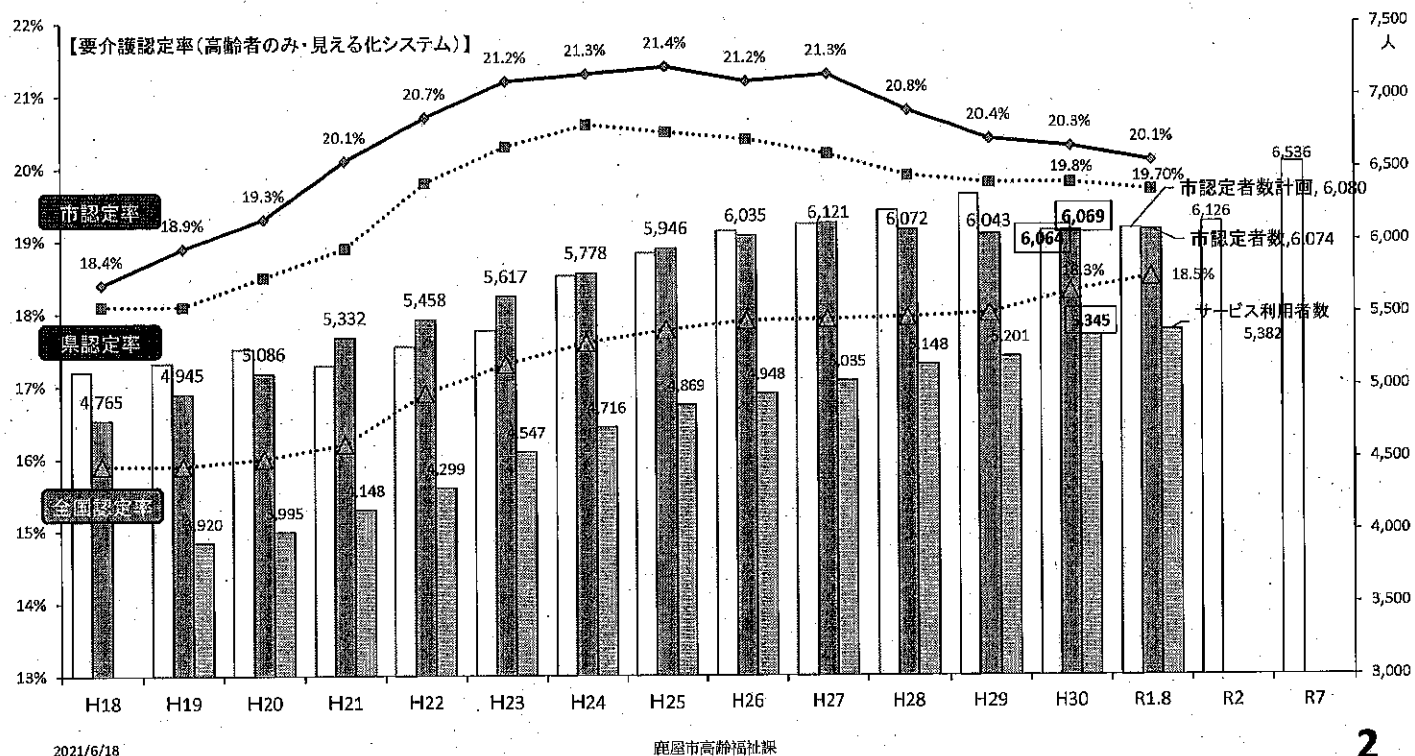
「国勢調査」・「地域経済分析システム」・「介護保険事業状況報告」から

- 令和成2年の高齢化率の見込みは30%弱だが、後期高齢者数は大きく伸びず、現在と同水準に留まる。少子高齢化の進行は県内他市町より緩やかである。
- 高齢者数のピークは令和7年頃の約31,000人で、令和12年頃までの間に減少に転じる。
- 後期高齢者数は令和7年頃から急増し（2025年問題）、令和17年頃にピークの18,981人（高齢化率32.8%）に達する。



要介護認定者と要介護認定率の推移（各年度3月）

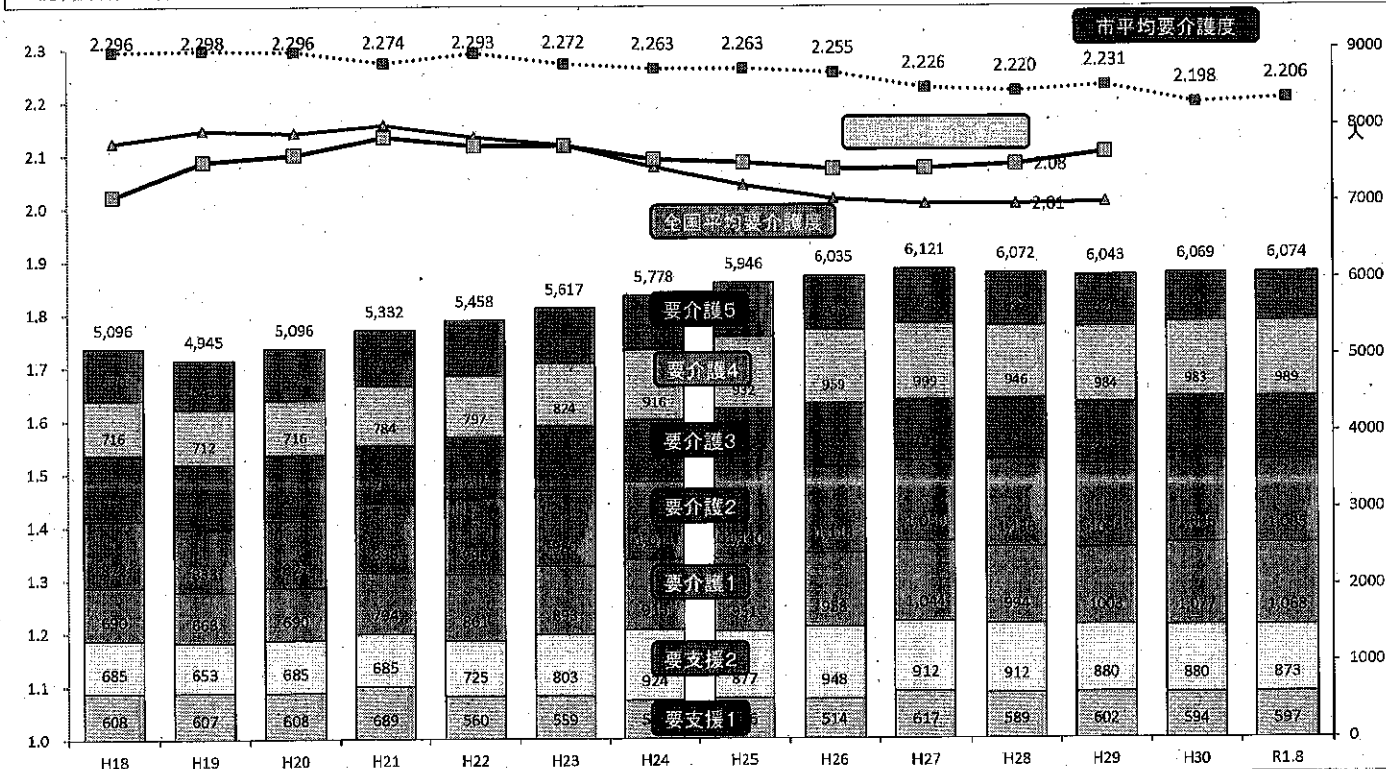
- 要介護認定者（2号被保険者含む）と要介護認定率（高齢者のみ、チェックリスト該当者を含まない）は、健康志向、前期高齢者増加等により低下傾向だが、全国よりなお高く、介護予防活動の一層の普及に取組む必要がある。
- 平成30年度のサービス利用者は5,345人（総合事業利用者含む）で、要介護認定者に対するサービス利用率は上昇。



2

要介護認定者の構成と平均要介護度の推移

- 認定者数の伸びは鈍化したのが、平均要介護度は全国、県を上回る。介護サービス事業所等における重度化防止の取組を促す必要がある。

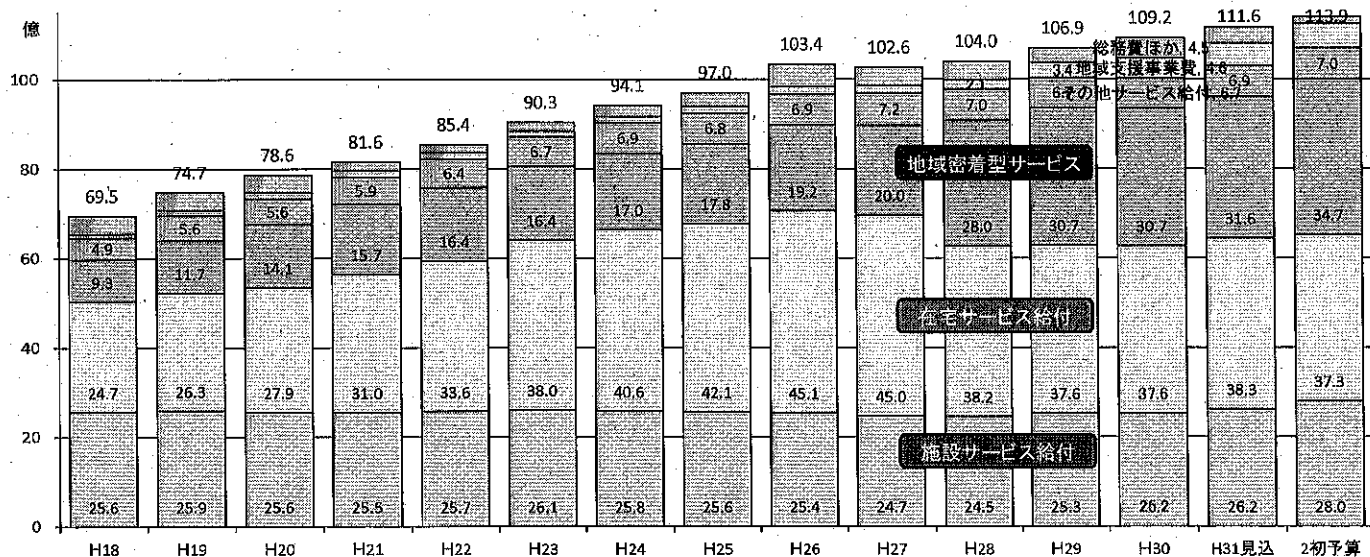


3

介護保険事業特別会計 歳出決算額の推移

- 平成30年度は、要支援者が利用する訪問介護、通所介護が保険給付から市独自の総合事業へ完全移行したこと等により、前年度より保険給付費は0.17%減少。地域支援事業費が34.72%増加し、全体で2.13%の増。
- 第7期計画値と比較すると、保険給付費(10,013,823千円)は計画値(9,948,162千円)の0.66%増、地域支援事業費は計画値(529,995千円)の13.19%減、全体では計画値の0.04%減となり見込額内。
- 令和元年度は、通所介護や福祉用具貸与等が計画値を上回り、また、定期巡回型訪問介護の新たな設置等により保険給付費が伸びているが、計画内におさまる見込み。

年度	歳出決算合計	在宅サービス給付	地域密着型サービス	施設サービス給付	その他給付	地域支援事業費	総務費ほか
29年度決算	10,693,531,493	3,759,051,768	3,070,966,757	2,531,381,905	669,310,727	341,506,503	321,313,828
30年度決算	10,921,243,092	3,756,301,900	3,068,277,040	2,520,698,164	668,546,350	460,063,426	447,356,212



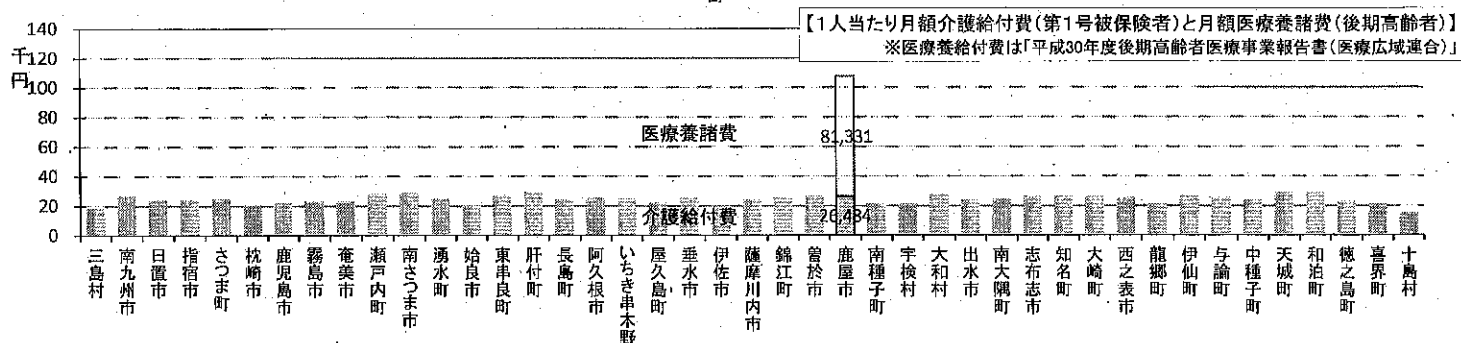
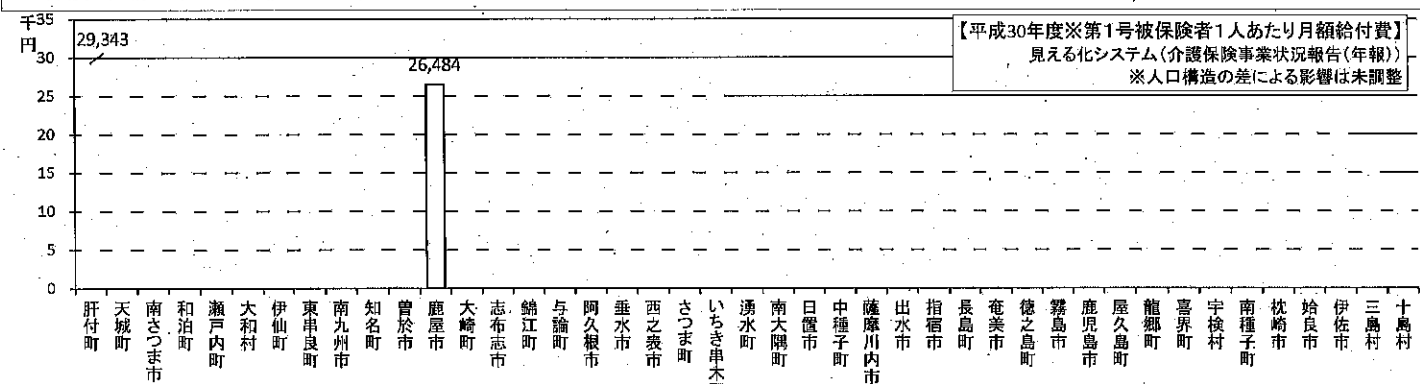
2021/6/18

鹿屋市高齢福祉課

4

第1号被保険者1人当たり年間介護給付費の比較

- 平成30年度の高齢者1人当たりの給付費は、県内で12番目。要介護認定率が高い、介護度が重い、サービス利用が多いこと等が原因と考えられる。
- 介護と医療の合計給付費は、単純比較できないが、県内で中位以下に位置する。



2021/6/18

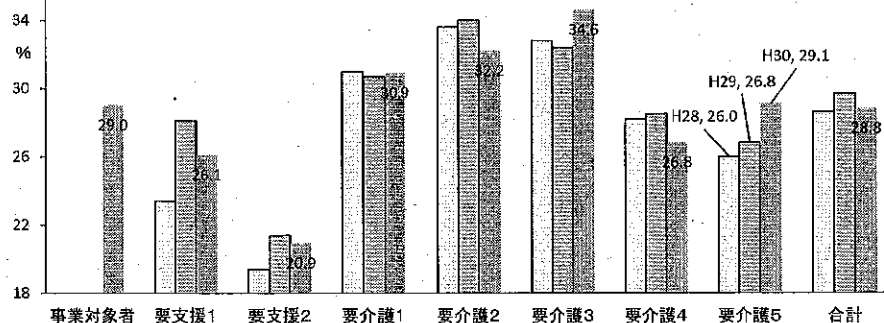
鹿屋市高齢福祉課

5

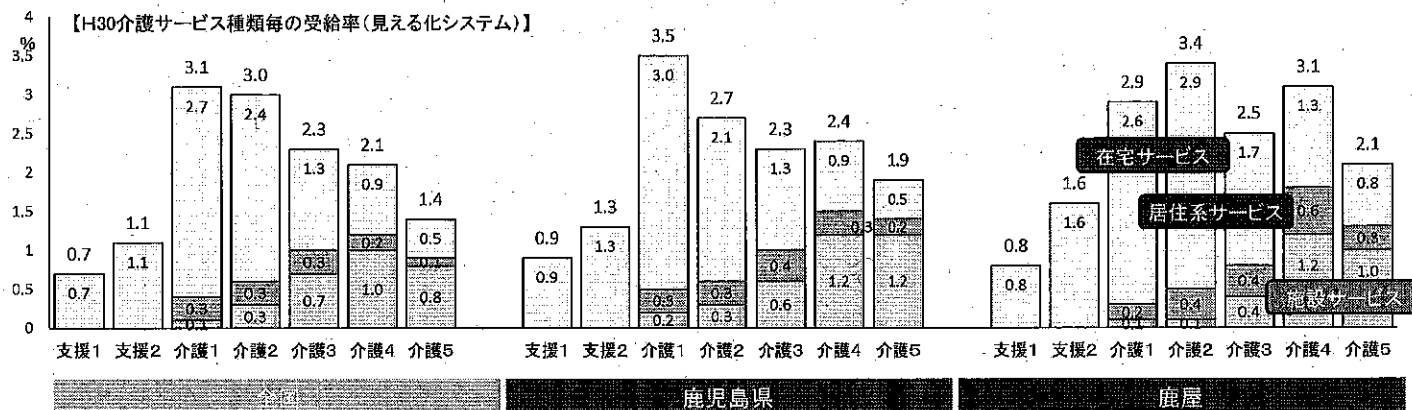
要介護度、性別、介護サービス種類毎の受給の状況

- 男性の介護サービス利用率は全体の3割程度だが、中重度認定者が増加傾向にある。
- 要介護1を除く全ての介護度において、受給率が全国を上回り、特に要介護4が高い。
- 在宅サービスの受給率の高さが顕著となっている。

【受給者に占める男性の割合】



【H30介護サービス種類毎の受給率(見える化システム)】



2021/6/18

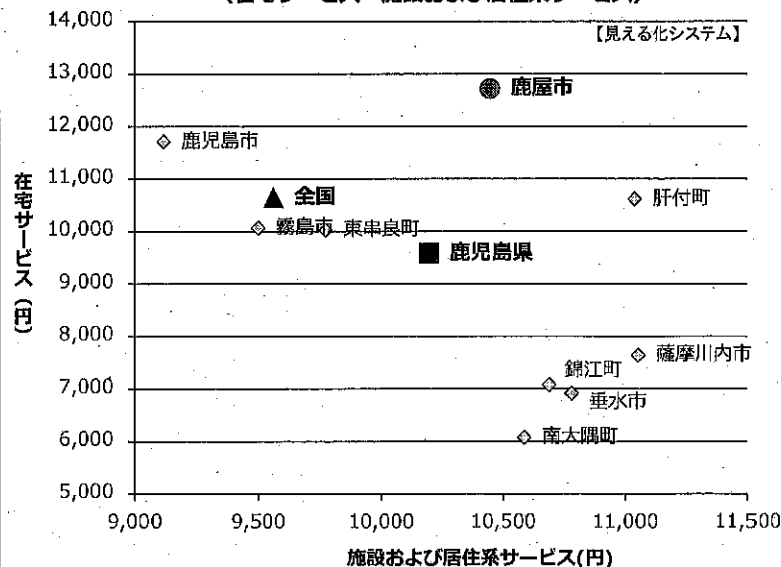
鹿屋市高齢福祉課

6

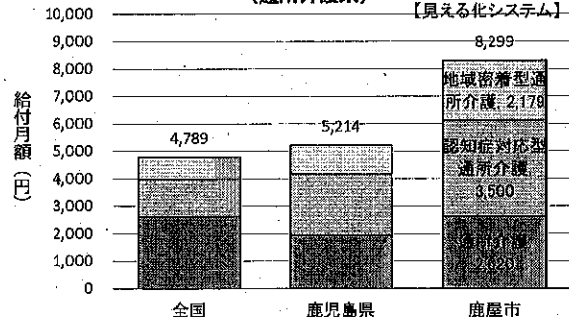
第1号被保険者1人当たり給付月額とサービス利用の特徴

- 全国、鹿児島県、近隣自治体と比較すると、鹿屋市は在宅サービスの利用が高い。
- 鹿屋市の在宅サービスの利用の特徴として、通所介護の利用が全国や県と比較高い傾向にある。有料老人ホームと併用利用される事例も多く、施設サービスの代替機能となっている。

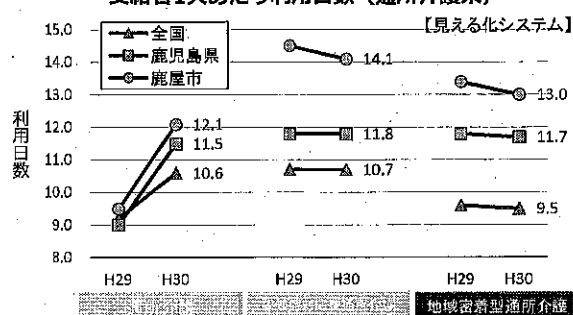
平成29年 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額
(在宅サービス・施設および居住系サービス)



H29調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額
(通所介護系) 【見える化システム】



受給者1人あたり利用日数 (通所介護系) 【見える化システム】



(時点)
(縦軸の出典) 「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」
(横軸の出典) 「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

2021/6/18

鹿屋市高齢福祉課

7

第7期介護保険事業計画（平成30～令和2年）重点施策と進捗状況

本市高齢者の姿（課題）

一般高齢者
趣味や生きがいのある人が多いが、地域活動に参加せず、つながりが薄いと感じている人も多い。
また、介護保険料の仕組み、介護予防という言葉、認知症の相談窓口を知らない人が多い。

（在宅）要介護者

暮らしが苦しい、健康状態が良くない、不幸、憂鬱と感じる人が多い。
介護サービスを使っている人の満足度は高いが、使わない人も多い（家族は「経済的負担」等により満足度が低い）。
また「転倒」や「引きこもり」のリスクが上昇する一方で、健康づくりや趣味等のグループ活動への参加を希望する人も多い。

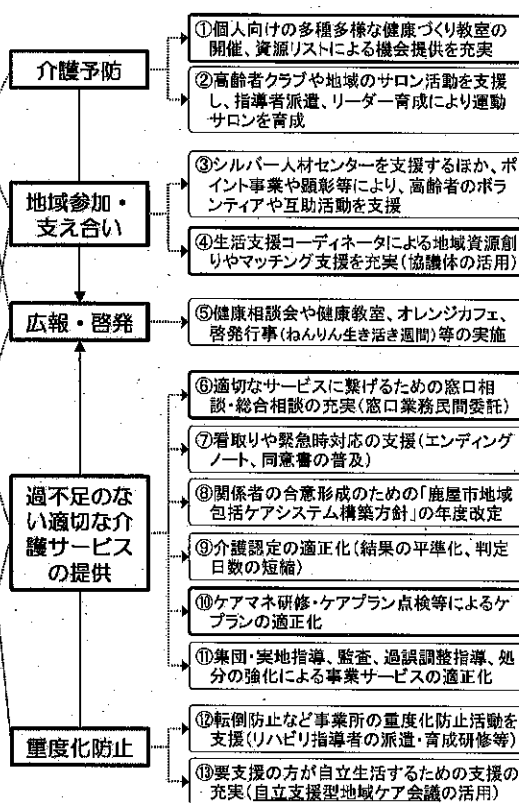
本市の介護保険

65歳以上の一人当たり給付費が県内で最も高い。2025年に向け負担の一層の上昇が懸念される。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための推進に関する法律（H25）

①介護予防・重度化防止、②日常生活支援、③給付適正化（介護保険法）
2021/6/18

取組の視点



重点施策と平成32年の目標

	H28→	H30	→ R2	備考
介護予防・重度化防止	639人	440人	720人	口介護認定率の抑制と要介護認定者の介護サービス利用率の向上
実施調査（一般高齢者） 介護予防を知らない	2,152人	2,914人	3,600人	運動サロン3,000人 高齢者人口の30%
調査調査（一般高齢者） 地域とのつながりを感じる	40%	—	35%以下	H28年平均値
日常生活支援	1,528人	1,727人	1,850人	
	0圏域	4圏域	7圏域	
在宅医療と介護の連携	1,006人	1,032人	1,000人	
実施調査（一般高齢者） 認知症の相談窓口を知らない	13人	30人	30人	
	37%	—	25%以下	H28年平均値
介護給付適正化	12回	31回	72回	8期保険料の引き下げ原資となる基金の造成
実施調査（介護者） 介護サービスに満足	0件	88件	500件	
	51%	—	59%以上	H28年平均値

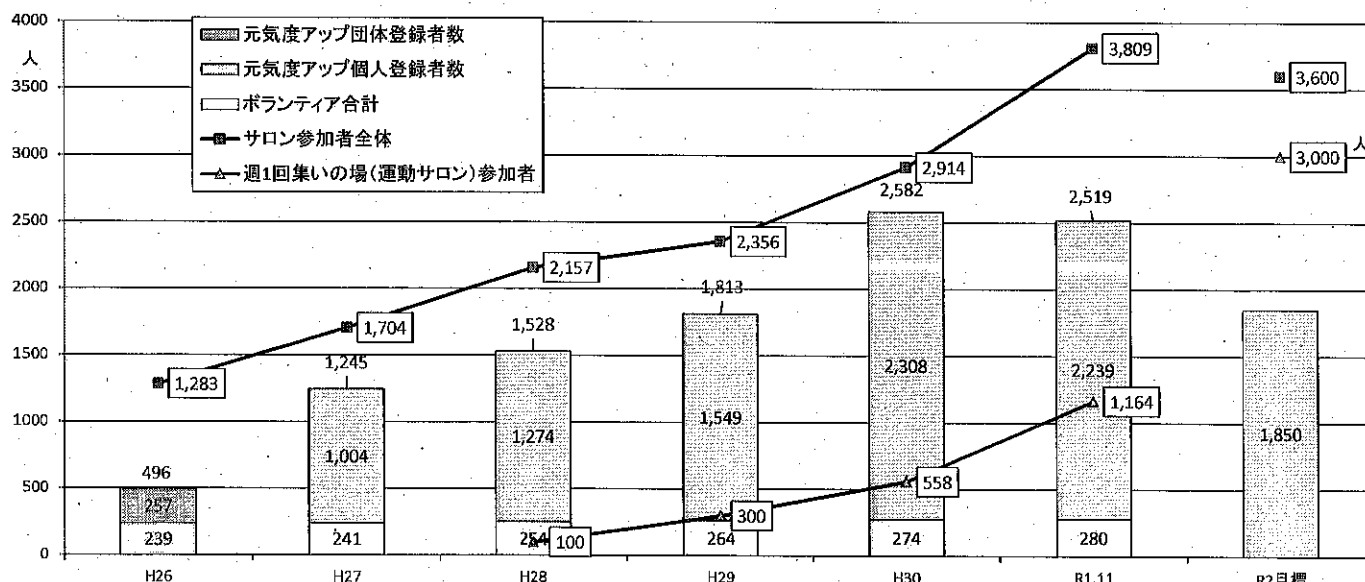
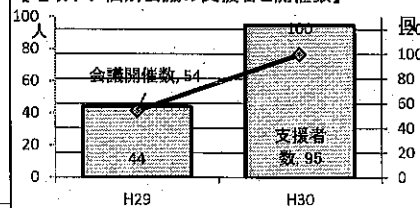
鹿屋市高齢福祉課

8

7期重点施策「介護予防・重度化防止」「日常生活支援の充実」実績

- 週1回集いの場としての「運動サロン」は、平成30年度から事業を充実して実施しており、参加者等堅調に伸びている。
- 「ボランティア登録者」は増加しているが、実際のボランティア活動を促す取組も求められる。
- 地域ケア個別会議の開催数は増加してきている。困難案件に限らず、日常生活支援や自立支援にも活用していく必要がある。

【地域ケア個別会議の支援者と開催数】



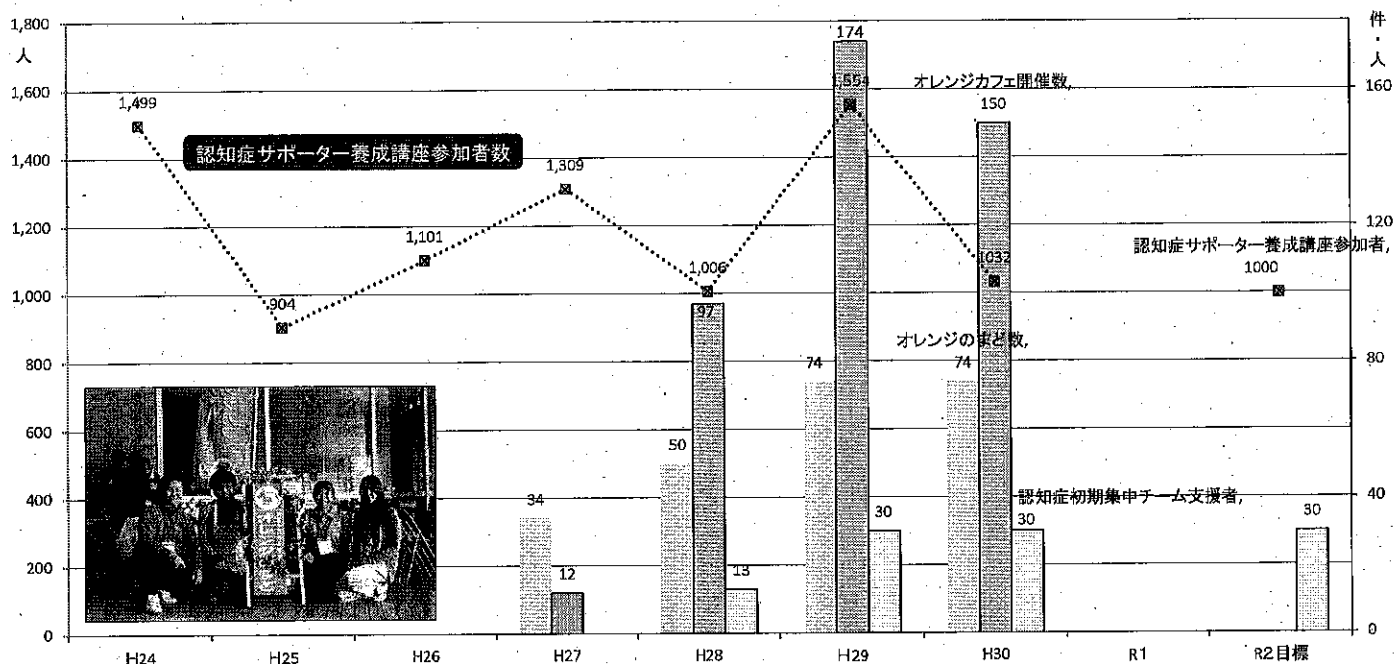
2021/6/18

鹿屋市高齢福祉課

9

7期重点施策「在宅医療と介護の連携」の実績

- 「認知症サポーター数」は毎年1,000人を養成することを目標にしており、30年度は1,032人の養成講座参加者を確保した。
- 「認知症初期集中支援チーム支援者数」は毎年30人を目標に定めているが、早期着手や支援期間短縮が課題である。
- このほか、R2年の一般高齢者調査による「認知症の相談窓口の周知率」も目標に掲げる。



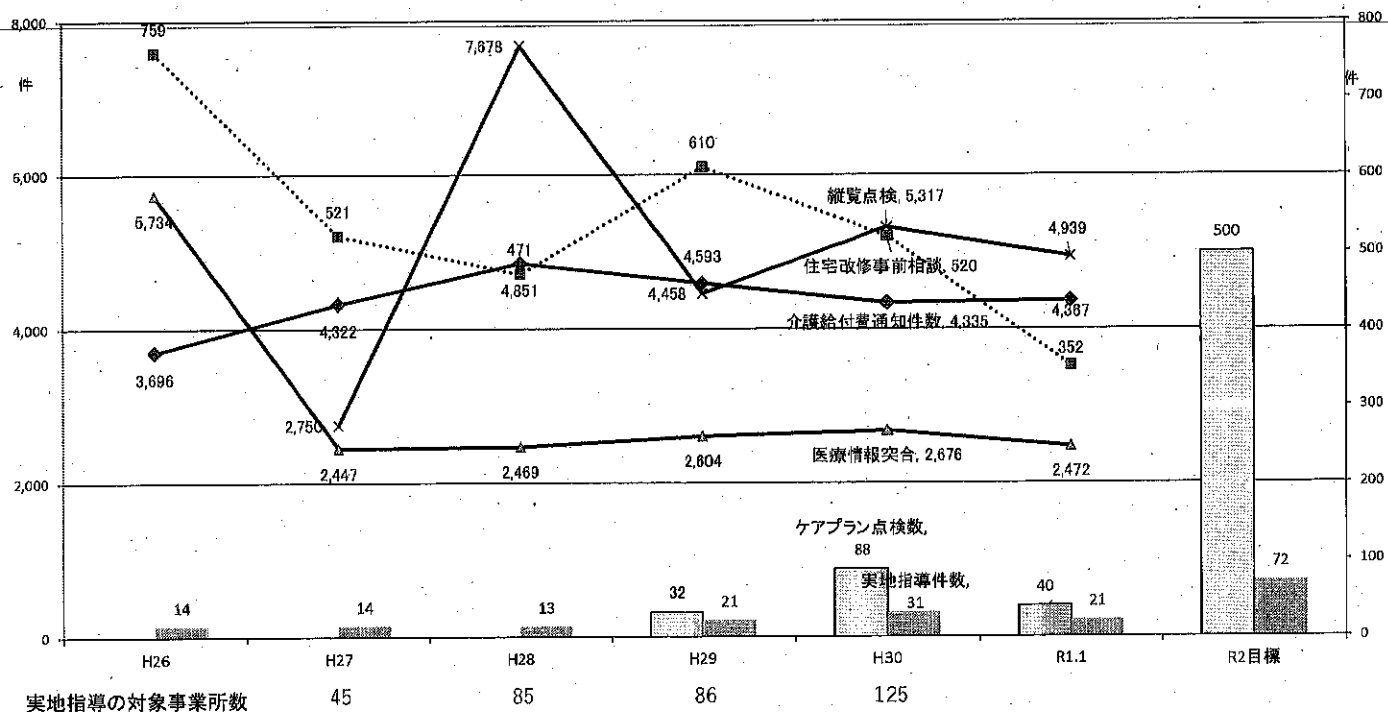
2021/6/18

鹿屋市高齢福祉課

10

7期重点施策「介護給付適正化」の実績

- 「実地指導」と「ケアプラン点検」は、平成29年度から事業を充実したが、今後、実績を上積みする必要がある。
- このほか、R2年の一般高齢者調査「介護者の介護サービス満足度」も目標に掲げる。その他の給付適正化の取組と併せて、介護に関わる関係者の満足度が高まるよう、本来の目標である介護サービスの適正化に資するよう努める必要がある。



2021/6/18

鹿屋市高齢福祉課

11

第 7 期介護保険事業計画における施設整備の状況等について

- 第 7 期計画におけるサービス種類ごとの目標整備量に基づき、整備の進捗状況や利用状況等サービスの特性を考慮のうえ、事業所を選定
- 計画期間中においては定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護を各 1 か所整備（整備計画目標達成）

【整備概要】

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

整備量	1 か所
主なサービス提供区域 (日常生活圏域)	輝北地区・串良地区・吾平地区 ※事業を展開する範囲は、事業所（本体またはサテライト）から概ね 30 分以内
事業者	社会福祉法人 恵仁会
事業所形態	同一法人の既存事業所のサテライト事業所
設置予定場所	札元 1 丁目 12 番 30-3 号（寿自動車学校西隣）
開設次期	平成 31 年 4 月
実施状況	・開設以降のべ 16 名を登録（現在 10 名） 串良町細山田の奥地域（大崎との市境）2 名 下高隈町 1 名、東原町 4 名、旭原 3 名 ・輝北地域の方の利用申込も 1 件あり（入院で登録に至らず）。 ※これまで提供が難しかった地域への支援が実現できつつある。

■小規模多機能型居宅介護

整備量	1 か所（定員 29 名）
主なサービス提供区域 (日常生活圏域)	吾平地区
事業者	社会福祉法人 愛光会
事業所形態	新設事業所
設置予定場所	吾平町麓 3635 番地 1（吾平小南、吾平運送向い側）
開設次期	令和 2 年 10 月
実施状況	・令和元年 11 月 建物着工（令和 2 年 7 月竣工予定） ※開設に向け、地域への説明、職員確保、法定研修受講等を実施 ・令和 2 年 10 月 1 日 事業開始予定

地域包括ケアシステム構築施策 の実施状況

令和2年2月7日(金)
議会全員協議会室

自立支援型地域ケア個別会議について

・自立支援に資する質の高いケアマネジメントを実現するため
多職種連携による支援体制の整備に取り組みます。



地域ケア個別会議



生活支援コーディネーター活動

生活支援体制整備事業について

・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、住民主体による助け合い活動や多様な社会参画の場等の創出に取り組みます。

地域ケア会議について

地域ケア会議について

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

地域包括支援センターでの開催 (高齢者の個別課題の解決)

- 多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた
 - ① 地域支援ネットワークの構築
 - ② 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
 - ③ 地域課題の把握
 などを行う。

＜主な構成員＞
自治体職員、包括職員、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、OT、PT、ST、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士その他必要に応じて参加
※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加

地域課題の把握

地域づくり・資源開発

政策形成

介護保険事業計画等への位置づけなど

市町村での開催 (地域課題を解決するための社会基盤の整備)

3

地域ケア会議について

	自立支援型地域ケア個別会議	地域ケアふれあい会議	地域ケア推進会議
実施者	鹿屋市	鹿屋市	鹿屋市
開催	月1～2回 (1～5事例)	年1回	年1回
参加者	理学療法士、作業療法士、管理栄養士、生活支援コーディネーター、主任介護支援専門員、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、薬剤師	理学療法士、作業療法士、管理栄養士、生活支援コーディネーター、主任介護支援専門員、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、薬剤師	生活支援コーディネーター、民生委員、町内会長、医師、歯科医師等
機能	個別課題の解決 ネットワークの構築	ネットワークの構築 地域課題の発見	地域づくり・資源開発 政策の形成
概要	主に個別課題の解決を目的とし、自立支援・重度化防止について専門職を交えて協議する。	日常生活圏域における相談や地域ケア個別会議の案件の進捗状況を確認し、個別事例のモニタリングの実施、地域の特徴や課題の協議を行う。	地域ケアふれあい会議で明らかになった事項等について、市全域を単位として協議し、市に地域課題を解決する政策を提言する。

4

鹿屋市自立支援型地域ケア個別会議について

【目指す姿】

地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり

【目的】

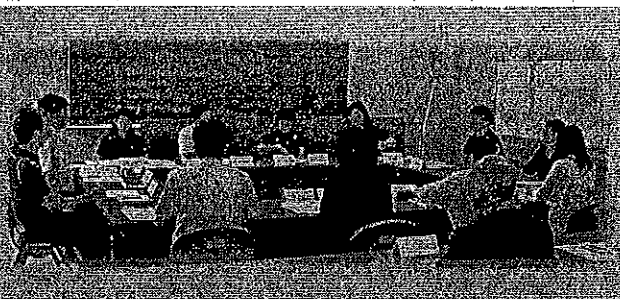
- ①利用者の自立支援と重度化防止を図り、QOLの向上を目指します。
- ②介護支援専門員のケアマネジメントを支援します。
- ③OJTと多職種連携の強化を図ります。

【日時】

毎月第3水曜日 15時00分～16時30分

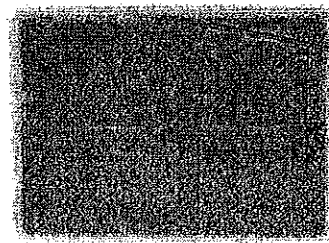
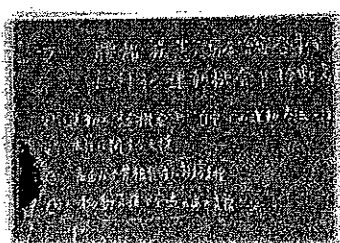
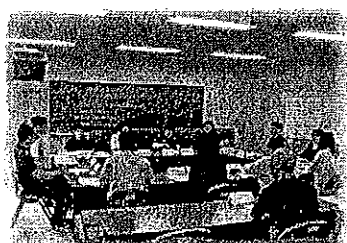
【会議の流れ】

- 1 事例の説明(5分)
- 2 助言者からの確認・助言(20分)
- 3 まとめ(5分)



自立支援型地域ケア個別会議の開催状況について(令和元年度・1月末現在)

開催月	回数	件数	性別内訳		地区別内訳				備考(課題等)
			男	女	東部	西部	南部	北部	
6月	1	1		1		1			
7月	2	4		4	1	1		2	移動支援
8月	1	2		2	1			1	
9月	1	2		2		1		1	
10月	1	2		2		2			
11月	1	2		2	1	1			
12月	1	5	4	1	1	1		3	居場所づくり
1月	1	3		3			1	2	
合計	9	21	4	17	4	7	1	9	



生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

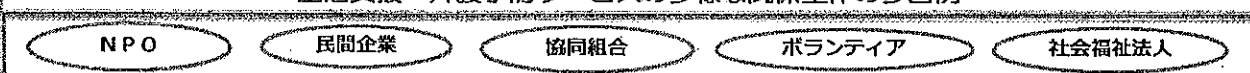
- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



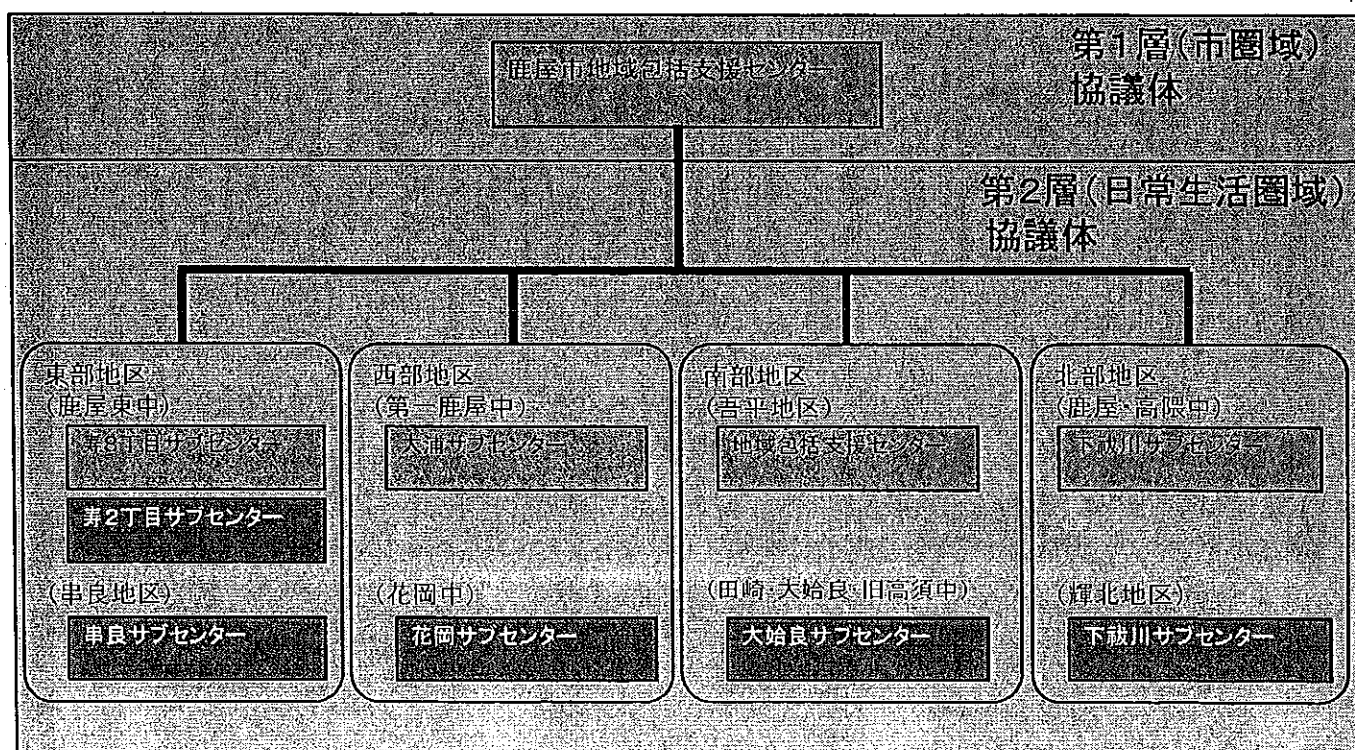
(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例



※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

鹿屋市生活支援コーディネーターの配置



生活支援コーディネーター地域活動実績について

活動内容(令和元年度)	東部	西部	南部	北部	合計
関係機関との連携	202	118	109	171	600
集いの場(サロン等)	119	156	94	185	554
研修等参加	32	21	17	18	88
研修等の企画、実施	61	5	7	7	80
広報、普及啓発	24	3	33	12	72
資源開発	39	0	6	2	47
相談受付、対応	68	24	33	48	173
その他	15	23	29	65	132
合 計	560	350	328	508	1,746

※生活支援コーディネーター活動報告書の集計値(4月から12月)

	サロン(通称サロン含む)					見守り					支え合いマップ					有償ボランティア				
	H28	H29	H30	R1	計	H28	H29	H30	R1	総数	H28	H29	H30	R1	総数	H28	H29	H30	R1	総数
北部	鹿屋中校区	3	3	4	5	15		1		4	1	3		1	5					0
	高隈中校区			1	2	3				0	3	2	3		8					0
	薩北中校区	1		1		2				4	1				1					0
	小計	4	3	5	7	20		1		8	4	6	3		14					0
東部	鹿屋東中校区	2	2	6	4	14	1			5		2			2		1	1		2
	串良地区	3		4	2	9				5		2	1		3					0
	小計	5	2	10	6	23	1			10		4	1		5		1	1		2
	第一鹿屋中校区	4	5	6	3	18				1					0					0
西部	花岡中校区	2	4	6	1	13	1	1		5	3			2	5					0
	小計	6	9	12	3	30	1	1		6	3			2	5					0
	田崎中校区	3		1	2	6				1					0			1		1
	大崎良中校区		2	2	1	5		1		5					0					0
南部	旧高須中校区			1		1				1					0		1			1
	香平中校区	4	1	2	4	11				4					0					0
	小計	4	1	3	5	13				5					0					0
	合 計	22	17	34	24	97	2	3	0	35	7	10	3	3	24	0	2	2	0	4

セミナー等を活用した鹿屋市生活支援体制整備事業の紹介について

全国で事例発表

(令和元年度分)

日時	場所	会議名	発表者
8月28日	大阪府大阪市	いさかい・助け合いサミット (専任コーディネーター4名参加)	川内みより、穂園 裕治
1月21日	長崎県長崎市	生活支援コーディネーター等実践研修 (主催:長崎県)	穂園 裕治
1月21日、22日	鹿児島市・龍郷町	地域資源の開発・充実と活用促進に関するセミナー (主催:厚生労働省・鹿児島県)	川内みより

先進地視察受入

日時	視察者	場所	対応者
9月20日	天草市社会福祉協議会	リナンテかのや	鹿屋市社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、市担当
9月25日	都城市SC、社会福祉協議会、地域包括支援センター	泉ヶ丘公民館	泉ヶ丘さばいもんそ会、生活支援コーディネーター、市担当
11月12日	玉名市・たまな元気会	泉ヶ丘公民館	泉ヶ丘さばいもんそ会、生活支援コーディネーター、市担当
11月27日	人吉市社会福祉協議会、東間校区社会福祉協議会	泉ヶ丘公民館	泉ヶ丘さばいもんそ会、生活支援コーディネーター、市担当
11月28日	熊本市地域包括支援センター、地域運営協議会委員	泉ヶ丘公民館	泉ヶ丘さばいもんそ会、生活支援コーディネーター、市担当

生活支援コーディネーターの活動内容の周知（12/13鹿屋市内全戸配布）について

地域の支え合い、助け合い活動を地域の皆様と一緒に取り組んでいきます！
生活支援センターがご案内いたします。

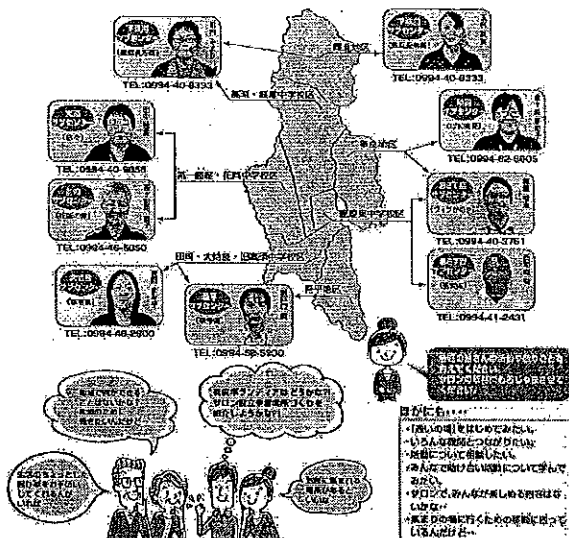
生活支援コーディネーターを保存していますか？

別名「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、地域で暮らす方と地域の方々が支え合える「遇いの場」や「支援」、「情報」などをつなぐ、地域づくりの専門職です。

私たちの暮らし周辺には、住民同士のつながりや関係性から生まれた、多くの「手づくりの活動」があり、多くのお互いの関係があります。

地域の宝物である、人や文化、既存の組織を援えていただきながら、地域の一角として「交え合いの地づくり」を応援しています。

鹿屋市の生活支援コーディネーター(担当区域)の紹介



『支え合いの地域づくり』を応援します

地底で暮らす実験者の方々が、大層の遙近な場所でも気軽に話し
話したり勉強したり、レクリエーションなどのいろいろな活動を行う
「サイロ」が地下で広がっています。

サイロには地味な文芸・文化があり、互え合いの場として機能し
ていますが、移動手段がなく参加したくても参加できない方々がいら
す。そのような方々を互え合い活動としてホストファミリーが地底のサ
イロまで送り迎えを行っています。



② 西遊にてサロソへ

声の方でされている
 声の方でされている
 声の方でされている
 声の方でされている

サロンの

生協支店
コーデイン
つな

型を行っている方の例]

道にボランディアの隊は、熱心に
 取り組んで、ボランディアの力
 らうと奮って取り組んでいまして、
 決して負けてはいけませんよ。
 (西田明・山下順)
 (ブロン)の活躍の他にグラウンド
 ーとしての活躍もボランディアで

「選抜ボランティア養成講座を開催しました」

8月20日、21日全国フリービズネットワープの協力により、新潟市下田テイクアウト店を調査。結果では、地域で生活されている移住者による支援活動に取り組んでいる方が、お知り合いの方の方に於て快意な外出をしてみてください。心算入や経済的困難、多量用時での生活環境がなりました。

日頃から活動されている活動者の方々にとっては、自分の活動を通じて、自分たちがなっていること。



開催予告 共生型居場所づくりセミナーのお知らせ

全国各地で居場所の確保が必要となっています。高齢者だけでなく、あらゆる世代における課題を解決する事によってこそ、まっとうな社会がとつてくれるべきと、我々の所感と受け止めるべきである。始末の悪いところには必ずや問題があるところ、彼が人として成り立つ、つながり、【事実上】の義務が生じます。その意味において、いかにあったとしても、いかにあるべき、【事実上】と捉えてはならない、という声に耳を傾け、【事実上】と受け止める関係が必要です。そこに居場所の必要な義務があります。

【民間には様々なタイプがある】と捉えてみると、【行方不明】の居場所を【事実上】と受け止めることになり、【事実上】と捉えてはならないと受け止めて下記のとおり【事実上】と受け止めます。【事実上】の居場所をお作り頂けます。

日時 2020年2月12日(水) 13:20~17:00

会場 リナシティかのや 3階ホール

無起(觀賞自由)



13:40 ● 生活支援コーディネーターで働く「住み慣れた地域にいつまでも暮らすには」
14:10 ● トークセッション(仮) 盛岡市は誰でなっているよー
山崎 千子(公明社代表人 ざわがや代表取締役)
15:20 ● 盛岡市をつくり上げたのは誰か(仮)(1970年に市になった盛岡市の人々)
※内容は変更になる場合があります。

鹿屋市保健福祉部高齢福祉課
Tel.0994-311116 FAX.0994-410701

1 有償ボランティアについて

有償ボランティアとは？

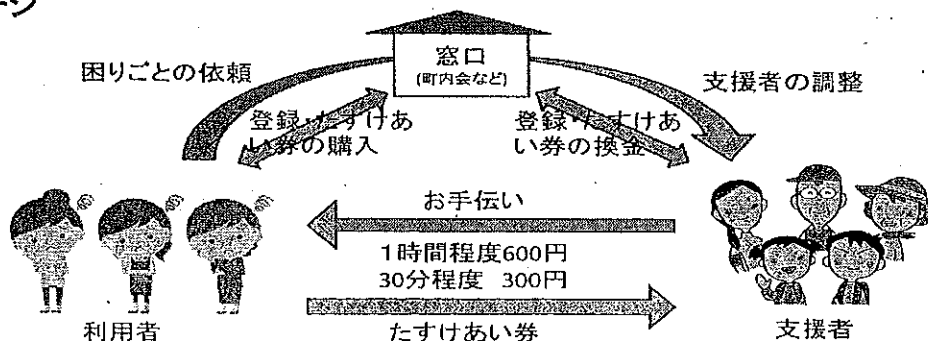
謝礼金を払うことによってボランティアのサービスを受けやすくするための仕組みです。

金額	時間の目安	お手伝いメニュー
300円	30分程度	ごみ出し(月単位)、おかずの提供、簡単な裁縫、電球交換、電化製品の取扱い、簡単な掃除 等
600円	1時間程度	簡単な庭仕事(草取り、水まき等)、簡単な剪定、簡単な大工仕事、話相手、子守り 等

※事前にたすけあい券の購入が必要

(例: 泉ヶ丘きばいもんそ会)

利用のイメージ



1 有償ボランティアについて

これまでの実績について



団体名	設立日	登録支援者	登録利用者	事務局
泉ヶ丘さばいもんそ会	H30.5月	11名	19名	泉ヶ丘さばいもんそ会事務局
高須たすけあい隊	H30.9月	20名	15名	高須たすけあい隊事務局
川東見守り隊 有償ボランティア	R1.6月	28名	27名	川東見守り隊有償ボランティア書記
寿3丁目さばいもんそ会	R1.7月	30名	30名	寿3丁目さばいもんそ会事務局



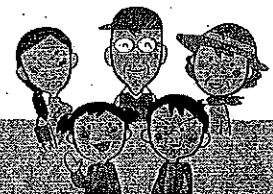
【MBCふるさとかごしま】内
〈2月15日(土)11:20~11:35放送〉
で『泉ヶ丘ふれあい隊(見守り活動)』
の活動が放送予定。



13

1 有償ボランティアについて

今後の取組について



【運営上の課題への対応】

- ◎1つの町内会で有償ボランティアに取り組むよりは、広域で取り組んだ方が町内会への負担も少なく、利用者も便利なのではという意見があること。
- ◎有償ボランティアの事務的経費(電話代、消耗品代等)を利用者に負担させるのは難しい。何か(コーディネートに対する)支援はないか。

【立ち上げまでの支援】

- ◎『有償ボランティア勉強会(R1.7.26)』を鹿屋市生活支援コーディネーター向けに開催(主催:生活支援体制整備事業アドバイザー齋藤氏)したことで、これまで立ち上げてきた団体の制度設計や利用調整など、ノウハウをS・C間で情報共有。今後、地域にある支え合いの取組(見守り隊等)を基本に、必要とされる地域において効率的に設立できるよう、引き続き、支援を図っていく。
- ◎これまでの取組を踏まえ、わかりやすい周知方法等を検討することにより、地域のキーパーソン等をつなげ、有償ボランティアの輪を広げていく。
- ◎初期投資が必要な団体については、鹿屋市市民活動支援事業や赤い羽根助成金等、必要な情報をつなぎ、負担となることのないよう丁寧な協議を進め設立を目指す。

14

1 有償ボランティアについて

《参考》『介護保険制度の見直しに関する意見』より抜粋

(R1.12.27社会保障審議会介護保険部会)

【総合事業】

- より効果的に推進し、地域のつながり機能を強化
- ・事業の対象者の弾力化（要介護認定を受けた者）
- ・国がサービス価格の上限を定める仕組みの弾力化
- ・総合事業の担い手を確保するための取組の推進
（有償ボランティアに係る謝金の支出、ポイント制度の創設）
- ・保険者機能強化推進交付金の活用等による市町村の取組
- ・都道府県の市町村支援の促進
- ・就労的活動等を通じた地域とのつながり強化等のための環境整備

・住民主体の多様なサービスの展開のため、いわゆる有償ボランティアに係る謝金を支出できるようにすることや、人材確保のためのポイント制度等を創設するなど、総合事業の担い手を確保するための取組を進める必要がある。企業との連携も重要である。

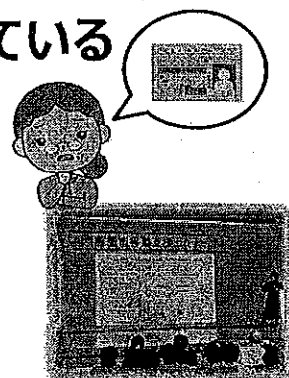
15

2 移動支援について

生活に必要な移動・外出が困難な高齢者が増えている

【背景にあるのは…】

- ①少子高齢化＋過疎化の進行 高齢独居・高齢者のみ世帯の増加
- ②高齢者の体力（駅やバス停まで歩行できる距離（＋坂道や荷物）
- ③バスはあっても不便（1日1便、数時間に1便など）
- ④高齢者間にも経済格差が拡大（買物等にタクシーを使える人は多くない）



・ぴんぴん元気教室が終了してもサロンとして続けたいが、高齢化が進む中、参加者同士で送迎するのは限界がある。（南部地区協議体）

・保育園の送迎用自動車は昼間は空いているので、利用したかったら利用していいですよ！（西部地区第2層協議体）

・施設利用者の送迎用自動車が10時から15時まで空いているので、運転手は出せないけど、利用していいですよ！（南部地区第2層協議体）

・サロンの送迎など、すでにボランティアで支援しているが、他人を車に乗せることに不安を感じている。（東部地区第2層協議体）

16

2 移動支援について



これまでの実績(令和元年度分)について

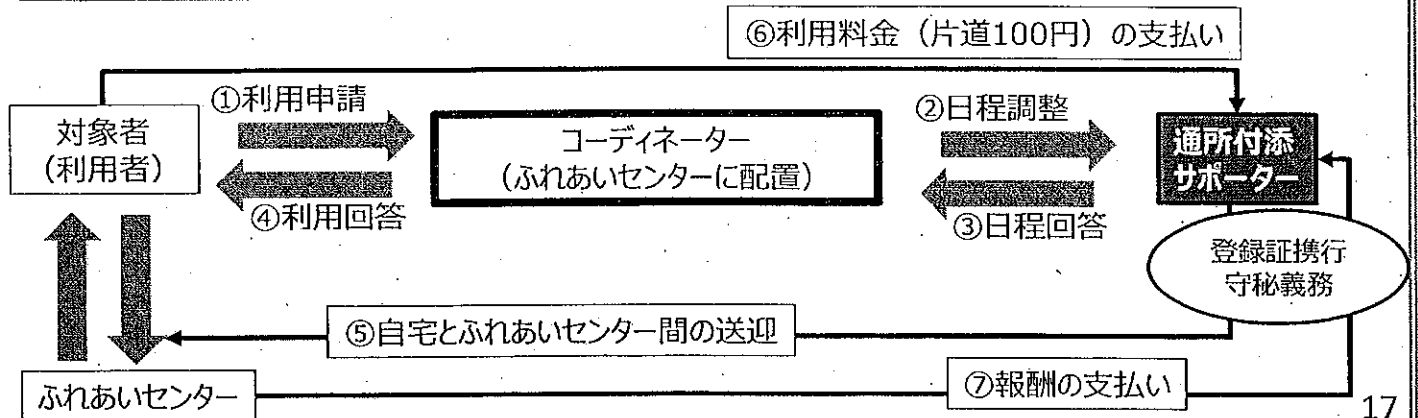
運転ボランティア養成講座の開催

道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習(国土交通大臣認定講習)を実施。

【開催日】令和元年6月12日(水)・13日(木)
【会場】輝北ふれあいセンター(鹿屋市輝北町)
【参加費】無料 (修了者数8名)

【開催日】令和元年8月20日(火)・21日(水)
【会場】鹿屋市中央公民館(鹿屋市北田町)
【参加費】無料 (修了者数23名)

通所付添サポート事業の開始(輝北地区)



17

2 移動支援について

今後の取組について

①調整

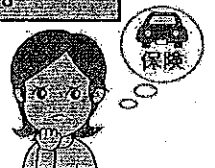
運転ボランティアをしたいけど、どの地域で必要としているかわからない。今後、利用者と運転ボランティアの間に、日程や車両、謝礼金などの調整をするコーディネーターが必要では？



サロン訪問等で困っている地域を抽出。
施設の送迎用自動車等の活用策の検討。

②保険

事故のリスク(不安回避)に備え、保険への加入が必要。日本社会福祉協議会がしている低料金な「送迎サービス補償」がある。保険料をどう工面するか。



市民活動総合補償制度で一部、対応

③有償ボランティアにて

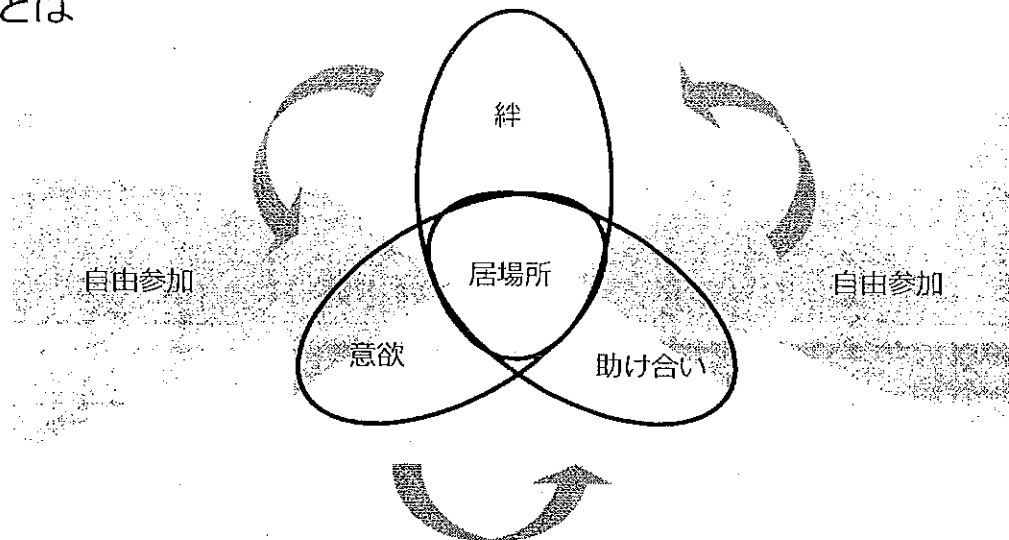
移動支援を必要としている方がいる地域の有償ボランティアにて実施予定。

すべてのサービスが一律の利用料金であれば許可、登録等は不要。

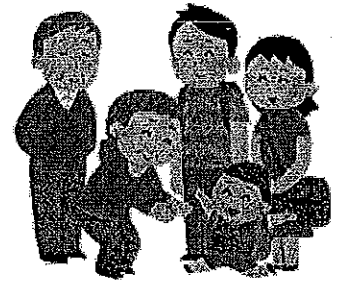
18

3 常設型共生型居場所づくりについて

居場所とは



居場所は地域に住む多世代の人々が自由に参加する場所。そこにおける主体的な人との交わりによって生きる意欲が高まり、それぞれの間の絆（共感）が生まれるとともに、それが様々な助け合いに発展する。また、来られなくなった人を訪ねる訪問型居場所になることもある



19

3 常設型共生型居場所づくりについて

令和元年7月18日 くらしのサポートセンターサックス視察(福岡県福津市)

概要

(開館日)

毎週 火・木・土曜日の10:00~17:00

(全館)

宮司3区の中心に「昭和鉄工保身所跡地」があり、住民がいつでも気軽に集まり、知恵を出し合い協力し合う場所として、内・外装工事を自分で行い、平成28年7月にオープン。3つの活動を中心に運営



1.寄り合い場

スタッフやボランティアがいて、世間話やお悩み相談など、気軽に立ち寄れる場所

2.集いの場

いろんな世代が楽しめるイベントを定期的に開催

3.お困りごと支援

生活の中での困りごとをサポート。庭のお手入れから土日の過ごし方まで



令和元年7月19日 暮らしのサポートセンター視察(大分県竹田市)

寄り合い場	
いつでも気軽に立ち寄ることができる「地域のお茶の間」	平日9時から17時(土日祝日除く) 参加無料
くらしサポ広場	
介護予防教室や健康づくり教室、ワークショップ、楽しいゲーム、カラオケ など	毎週開催10時から15時 参加料300円 昼食300円 送迎あり
有償生活支援サービス	
買い物支援、家事援助、話し相手、見守り、外出支援、草取り、ゴミだし など	1時間800円 30分400円 広場と生活支援サービス利用時は会員登録(年会費1000円)

20

3 常設型共生型居場所づくりについて

共生型居場所づくりセミナー 開催

まずは、知ってもらおう！！

全国各地で居場所の必要性が高まっています。高齢者だけでなく、あらゆる世代における課題を解決する手法になっています。まずは人と人などがつながることが、その解決のきっかけになるからでしょう。

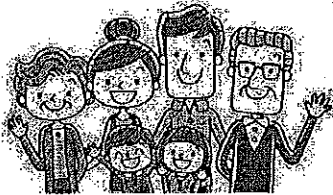
地域の至るところに様々な居場所があることで、様々な人達が出会い、つながり、「またね」の関係が生まれます。この地域に住んでいてよかったという安心感が広がり、「ちょっと困っている」という声に耳を傾け、「それなら任せて」と助け合う関係も始まります。そこに居場所の大きな意義があります。

居場所には様々なタイプがあることを知ってもらい、行きたい居場所をつくることや参加することにつながってほしいとの思いで下記のとおりセミナーを開催いたします。沢山の参加をお待ちしております！

日時 2020年2月12日(水)13:20～17:00

会場 リナシティかのや 3階ホール

参加費 無料(観覧自由)



13:40～ ●生活支援コーディネーター寸劇～住み慣れた地域でいつまでも暮らすには～
14:10～ ●トークセッション～(仮)居場所は誰でもつくれるよ～
鶴山 芳子(公益社団法人 さわやか福祉財団 理事)
15:20～ ●居場所づくりに向けた住民座談会(参加には申し込みが必要となります)
※内容は変更になる場合があります。



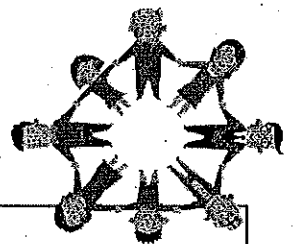
21

3 常設型共生型居場所づくりについて

今後の取組について

居場所づくりの市民への周知・啓発

鹿屋市における見守り活動やサロン活動、助け合い活動等に取り組んでいる町内会や団体の代表者へ、居場所づくりに関する先進事例を紹介し、それぞれの取り組みの更なる充実・強化を促進する。



立ち上げの支援

共生型居場所づくりセミナーのアンケート及び住民座談会の結果に基づき、興味のある方等を中心に個別勉強会等を開催することで多くの方々が参加できる居場所づくり立ち上げを目指す。



居場所の普及

他自治体で活用されている事例集等を用い、情報交換のできる場をつくることにより、悩みを解決し、居場所を広げ、少しずつ市内全域に活動を広げる。

22

鹿屋市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定について

1 主旨

第 7 期計画における地域包括ケアシステムの構築と事業評価等を踏まえ、第 8 期計画（令和 3～5 年度）について、鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会での協議等を経て策定するもの。

2 計画の位置付け

- ・老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく市町村高齢者保健福祉計画
- ・介護保険法第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画
- ・第 2 次鹿屋市総合計画を上位計画とし、高齢者福祉分野のより具体的な取組の方向性を定める行政計画

3 計画期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間

4 計画策定の進め方

高齢者実態調査等の基礎調査の実施や地域包括支援センター運営協議会、在宅医療推進検討委員会、事業者等の意見を伺いながら、本協議会での協議を踏まえて進めていく。

5 基礎調査

別記「資料 4－2」のとおり

6 今後のスケジュール（予定）

年月	協議会	市
令和 2 年 1 月		・基礎調査実施（1/中旬～下旬）
2 月	・計画策定協議（2/7）	・調査集計（2～3 月）
3 月		
4 月		↓
5 月		・調査分析、7 期計画評価、 地域課題等の整理
6 月	・調査結果、施策方針等協議	↓
7 月		・計画内容の検討
8 月		・サービス見込量、保険料推計
9 月	・計画骨子等の協議	↓
10 月		・計画素案作成
11 月	・サービス見込量、計画素案協議	
12 月		・パブリックコメントの実施
令和 3 年 1 月		・計画最終案作成
2 月	・計画最終案協議	
3 月		・計画策定、公表

高齢者実態調査等各種基礎調査について

1 目的

「鹿屋市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」及び「鹿児島県高齢者保健福祉計画」策定の基礎資料とすることを目的として、高齢者の生活実態や介護サービス事業所の介護従事者の状況等を把握するもの。

2 調査概要

(1) 調査種類 7種類

(2) 調査期間 令和2年1月中旬～下旬

調査名称	①介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	②在宅要介護者 実態調査	③高齢者実態調査 ④若年者実態調査
調査目的	○要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況等を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定する。 ○介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用する。	○適切な在宅生活の継続と介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。	○高齢者・若年者の実態や意識・意向を把握することで、効果的な施策展開を検討する。
対象者	在宅の65歳以上高齢者 (総合事業・要支援・要介護者含む)	在宅の要支援・要介護認定者(新規申請除く)	要介護認定を受けていない③65歳以上 ④40～64歳
調査内容	○設問数 61問 ○設問内容 ・運動器の機能低下 ・低栄養の傾向 ・口腔機能の低下 ・認知機能の低下 ・ボランティア等への参加頻度 ・たすけあいの状況 ・地域づくりの場への参加意向など ○備考 ・国が示す調査に市独自項目を追加(外出時の移動手段) ・県調査により対象者追加(要介護(支援)者) ・調査項目一覧 資料4-2-1	○設問数 41問 ○設問内容 ・家族等の介護有無 ・介護離職の状況 ・サービス利用状況 ・施設入所の検討状況 ・介護者が不安になる介護 など ○備考 ・国と県が示す調査に市独自項目を追加(在宅医療) ・調査項目一覧 資料4-2-2	○設問数 ③43 ④50 ○設問内容 ・地域とのつながり ・生きがい ・社会参加活動 ・運動の習慣 ・家族介護 ・在宅医療・認知症への理解 など ○備考 ・県が示す調査に市独自項目を追加(運動習慣、在宅医療) ・調査項目一覧 資料4-2-3 資料4-2-4
調査方法	郵送	郵送及び面接	郵送
調査数	2,135名 (無作為抽出)	988名 ※11～1月に要介護認定調査を受けた方から無作為抽出	③1,147名 ④1,541名 (無作為抽出)

調査名称	⑤在宅生活改善調査	⑥居宅変更実態調査	⑦介護人材実態調査
調査目的	○現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討する。	○過去1年間の新規入居・過去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討する。	○介護人材の実態を個票で把握することにより、性別・年齢別・資格の有無別などの詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討する。
対象者	○居宅介護支援事業所 ○小規模多機能型居宅介護事業所 ○ケアマネジャー	○介護施設 (サ高住・住宅型有料含む)	○介護事業所 ○介護施設 (サ高住・住宅型有料含む) ○訪問系職員
調査内容	○設問数 ・事業所 9問 ・ケアマネ 14問 ○設問内容 ・ケアマネ等の人数 ・居所変更利用者数 ・在宅生活の維持が難しくなっている利用者の状況、理由 ・在宅生活の維持が難しい状況を改善するためのサービス利用 など ○備考 ・国が示す調査項目 ・調査項目一覧 資料 4-2-5	○設問数 14問 ○設問内容 ・医療処置の状況 ・新規の入所者状況 ・退去者の状況 など ○備考 ・国が示す調査項目 ・調査項目一覧 資料 4-2-6	○設問数 ・施設系・通所系 17問 ・訪問系 20問 ○設問内容 ・所属職員の状況 ・外国人介護人材の受入れ状況 ・雇用形態 ・訪問系サービス提供時間 など ○備考 ・国が示す調査項目 ・調査項目一覧 資料 4-2-7
調査方法	郵送	郵送	郵送
調査数	39 事業所	92 事業所	228 事業所

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国+県+市調査）】調査項目一覧

（対象者：一般高齢者・在宅要介護（要支援）者）

問	調査項目	前回調査 （128） との比較	項目の種類	備考
問1 あなたのご家族や生活状況について				
1	家族構成	変更なし	必須	
2	介護・介助の必要の有無	〃	必須	
2-1	★ 介護・介助が必要となった原因	〃	オプション	
2-2	★ 介護者・介助者	〃	オプション	
3	現在の暮らしの経済的状況	〃	必須	
4	★ 住まいの1戸建て・集合住宅の別	〃	オプション	
問2 からだを動かすことについて				
1	手すり・壁なしでの階段昇りの可否	変更なし	必須	
2	椅子からの起立の可否	〃	必須	
3	15分連続歩行の可否	〃	必須	
4	過去1年間の転落の有無	〃	必須	
5	転倒に対する不安の大きさ	〃	必須	
6	週1回以上の外出の可否	〃	必須	
7	昨年比での外出回数の減の有無	〃	必須	
8	★ 閉じこもりの有無	〃	オプション	
8-1	★ 閉じこもりの理由	〃	オプション	
9	★ 外出時の移動手段	追加	市独自	
問3 食へることについて				
1	身長・体重	変更なし	必須	
2	半年前に比べ固いものの食べにくさの有無	〃	必須	
3	★ お茶・汁物等でむせることの有無	〃	オプション	
4	★ 口の渇き	〃	オプション	
5	★ 歯磨きの毎日実施	〃	オプション	
6	入れ歯使用の有無	〃	必須	
6-2	★ 毎日の入れ歯の手入れの有無	〃	オプション	
7	★ 6ヶ月で2～3kgの体重減少の有無	〃	オプション	
8	誰かと食事をする頻度	〃	必須	
問4 毎日の生活について				
1	物忘れの有無	変更なし	必須	
2	バス・電車・自家用車で1人での外出の有無	〃	必須	
3	日用品の買い物の可否	〃	必須	
4	食事の用意の可否	〃	必須	
5	請求書の支払いの可否	〃	必須	
6	預貯金の出し入れの可否	〃	必須	
7	★ 年金などの書類作成の可否	〃	オプション	
8	★ 趣味の有無	〃	オプション	
9	★ 生きがいの有無	〃	オプション	
問5 地域での活動について				
1	会・グループ等への参加の頻度	変更なし	必須	
1-1	ボランティアグループ	〃	必須	
1-2	スポーツ関係グループ・クラブ	〃	必須	
1-3	趣味関係グループ	〃	必須	
1-4	学習・教養サークル	〃	必須	
1-5	ふれあいいきいきサロン	追加	市独自	
1-6	運動サロン	追加	市独自	
1-7	高齢者クラブ	必須化	必須	
1-8	町内会・自治会	必須化	必須	
1-9	収入のある仕事	必須化	必須	
2	地域づくりへの参加意欲	選択肢追加	必須	
3	地域づくりの企画・運営への参加意欲	選択肢追加	必須	

問	調査項目	前回調査 (問28) との比較	項目の種類	備考
問6 たすけあいについて				
1	あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人	変更なし	必須	
2	あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人	//	必須	
3	病気になったときに看病や世話をしてくれる人	//	必須	
4	あなたが看病や世話をする人	//	必須	
5	★ 家族・友人以外の相談相手	//	オプション	
6	★ 友人と会う頻度	//	オプション	
7	★ 1ヶ月間、何人の友人と会ったか	//	オプション	
問7 健康について				
1	普段の健康状態	変更なし	必須	
2	現在の幸福度	//	必須	
3	この1ヶ月で気分が沈んだり憂鬱になったりするか否か	//	必須	
4	この1ヶ月で興味がわかない、楽しめないと感じるか否か	//	必須	
5	喫煙の有無	//	必須	
6	治療中又は後遺症のある病気の有無	//	必須	
問8 認知症にかかる相談窓口の把握について				
1	認知症の症状	新設	必須	一般高齢者調査問36（追加）で対応
2	認知症の相談窓口	新設	必須	一般高齢者調査問38（既存）で対応

【在宅要介護者（支援）者調査（国+県+市調査）】調査項目一覧

（対象者：在宅要介護（要支援）者）

問	調査項目	前回調査 (H28) との比較	項目の選択	備考欄
本人の回答				
1	家族等からの介護の頻度	変更なし	必須	
2	★ 主な介護者	//	オプション	
3	★ 主な介護者の性別	//	オプション	
4	主な介護者の年齢	//	必須	
5	★ 主な介護者が行っている介護の内容	//	オプション	
6	家族等の介護離職の状況	//	必須	
7	★ 介護保険サービス以外で利用している支援・サービス	//	オプション	
8	★ 在宅生活の継続に必要な支援・サービス	//	オプション	
9	★ 現在抱えている傷病の有無・種類	追加	オプション	前回除外を復活
10	★ 訪問診療の利用の有無	変更なし	オプション	
11	独) 介護保険サービス利用の程度	//	県独自	
12	独) 介護保険サービス利用に対する満足度(本人)	//	県独自	
13	独) 満足している点(本人)	//	県独自	
14	独) 満足していない点(本人)	//	県独自	
15	★ 介護保険サービスを利用しない理由	//	オプション	
16	独) 日常生活上での心がけ	//	県独自	
17	独) 要介護認定を申請した原因	//	県独自	
18	独) 現在の困り事(介護・医療・住まい)	//	県独自	
	独) 現在の困り事(生活支援)	//	県独自	
19	独) 今後の生活場所	//	県独自	
20	独) 介護保険施設(特養等)への申込み理由	//	県独自	
21	在宅医療について	//	市独自	
22	在宅医療の医療行為	//	市独自	
23	在宅医療を知ったきっかけ	//	市独自	
24	在宅医療の利用希望	//	市独自	
25	在宅医療を利用したくない理由	//	市独自	
26	独) 住み慣れた地域で生活するために必要なこと	//	県独自	
27	独) 自身の死について家族との話し合いの有無	//	県独自	
28	独) 介護保険料の仕組みについての理解度	//	県独自	
介護者の回答				
29	介護者の勤務体系	変更なし	必須	
30	介護にあたっての働き方の工夫	//	必須	
31	★ 仕事と介護の両立に必要な勤務先からの支援	//	オプション	
32	今後も仕事と介護の両立が可能か	//	必須	
33	介護者が不安に感じる介護	//	必須	
34	独) 在宅介護をする上で、現在困っていること	//	県独自	
	独) 在宅介護をする上で、将来の不安	//	県独自	
35	独) 介護についての相談相手	//	県独自	
36	独) サービス利用に対する満足度(介護者)	//	県独自	
37	独) 満足している点(介護者)	//	県独自	
38	独) 満足していない点(介護者)	//	県独自	
39	独) 介護者の体調や生活状況の変化	//	県独自	
40	独) 介護を代行してくれる人	修正	県独自	選択肢を追加
41	独) 今後の介護	変更なし	県独自	
保険者記入				
42	対象者の現在の要介護度	変更なし	県独自	認定情報から把握
43	対象者の現在の認知症高齢者の日常生活自立度	//	県独自	//
44	対象者の初回認定時の認知症高齢者の日常生活自立度	//	県独自	//
45	現在利用しているサービス	//	県独自	//

【高齢者実態調査（県+市調査）】調査項目一覧

(対象者：一般高齢者)

問	調査項目	前回調査 (128) との比較	備考
1	今後希望する生活場所	○	
2	住まいの困り事	○	
3	地域のつながりへの意識	○	
4	地域のつながりへの程度	○	
5	自力避難の可否	○	
6	緊急時の介助人の有無	○	
7	安否確認や見守り活動の状況	○	
8	将来の生活不安の内容	○	
9	生きがいの程度	○	
10	生きがいを感じる時	○	
11	社会参加への参加状況	○	
12	社会参加してよかったこと	○	
13	参加していない理由	○	
14	参加促進に必要なこと	○	
15	就労の有無及び引退希望年齢	○	
16	働く理由	○	
17	運動の習慣	○	市独自
18	運動の時間や頻度	○	市独自
19	運動の習慣がない場合の理由	○	市独自
20	介護保険料の仕組みと理解度	○	
21	介護による活動中断の有無	○	
22	介護による活動中断の年齢	○	
23	自分はどのような介護を受けたいか	○	
24	在宅で介護を受けたい理由	○	
25	在宅介護を頼みたい相手	○	
26	在宅医療について	○	市独自
27	在宅医療の医療行為	○	市独自
28	在宅医療を知ったきっかけ	○	市独自
29	在宅医療の利用希望	○	市独自
30	在宅医療を利用したくない理由	○	市独自
31	自身の死について家族との話し合いの有無	○	
32	最後を迎えたい場所	○	
33	「介護予防」の言葉の把握	○	
34	強化して欲しい取組	○	
35	日常生活上での心がけ	追加	在宅要介護者調査問16と同質問
36	認知症の自覚症状及び家族に認知症の症状がある人の有無	追加	国調査の追加質問
37	認知症不安の有無及び内容	○	
38	認知症相談窓口の把握の有無及び場所	○	国調査の既存対応 市独自：選択肢の追加
39	認知症の方がいる場合の対応	○	
40	認知症サポーターの理解度及び養成講座の受講状況	追加	認知度の確認
41	認知症サポーター養成講座受講後の活動状況	追加	養成講座の効果
42	自治体が安心して暮らせる社会づくりに向けてどのようなところに力を入れるか	○	
43	問49の具体的な要望	○	市独自

【若年者実態調査【県+市調査】調査項目一覧
(対象者：40～64歳)

問	調査項目	前回調査 (H28) との比較	備考
1	世帯類型	○	
2	住まいの種類	○	
3	今後希望する生活場所	○	
4	将来の生活不安の有無及び内容	○	
5	地域のつながりの程度	○	
6	つながりを感じる事	○	
7	安否確認や見守り活動の状況	○	
8	生きがいの程度	○	
9	生きがいを感じる時	○	
10	会・グループ等への参加頻度	○	
11	社会参加活動や仕事の頻度	○	
12	あなたとまわりの人の「たすけあい」について	○	
13	何かあったときの相談相手	○	
14	今後の地域活動等への参加意向	○	
15	参加促進に必要なこと	○	
16	就労の有無及び引退年齢に対する考え	○	
17	働いている理由	○	
18	現在の健康状態	○	
19	運動の習慣	○	市独自
20	運動の時間や頻度	○	市独自
21	運動の習慣がない場合の理由	○	市独自
22	介護保険料の仕組みの理解度	○	
23	給付と負担のバランスの考え	○	
24	介護の経験の有無	追加	質問25の前提
25	介護による活動中断の有無	○	
26	活動中断の年齢	○	
27	ダブルケアの経験の有無	○	
28	自分はどのような介護を受けたいか	○	
29	在宅で介護を受けたい理由	○	
30	在宅介護を頼みたい相手	○	
31	在宅医療について	○	市独自
32	在宅医療の医療行為	○	市独自
33	在宅医療を知ったきっかけ	○	市独自
34	在宅医療の利用希望	○	市独自
35	在宅医療を利用したくない理由	○	市独自
36	自身の死について家族との話し合いの有無	○	
37	最期を迎えたいと思う場所	○	
38	「介護予防」の言葉の把握及び聞きたい場所	○	
39	健康づくりの内容	○	
40	健康づくりに実際に取り組んでいる内容	○	
41	強化してほしい取り組み	○	
42	認知症の自覚症状及び家族に認知症の症状がある人の有無	追加	国調査からの引用
43	認知症不安の有無及び内容	○	
44	認知症相談窓口の把握の有無及び場所	○	市独自：選択肢の追加
45	認知症の方がいる場合の対応	○	
46	若年性認知症の周知状況について	○	
47	認知症サポーターの理解度及び養成講座の受講状況	追加	認知度の確認
48	認知症サポーター養成講座受講後の活動状況	追加	養成講座の効果
49	自治体が安心して暮らせる社会づくりに向けてどのようなところに力を入れるか	○	
50	問49の具体的な要望	○	市独自

【在宅生活改善調査（国調査）】調査項目一覧

資料4-2-5

（対象者：居宅介護支援事業所、小多機、ケアマネ）

問	調査項目	備考
問1	貴事業所に所属するケアマネジャー等の人数について	
1	所属するケアマネジャーの人数	
2	自宅等にお住まいの利用者数	
3	サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームにお住まいの利用者数	
問2	貴事業所において過去1年の間に自宅等から居場所を変更した利用者数について（要介護度別）	
1	要介護度別、合計	
問3	貴事業所において過去1年の間に自宅等から居場所を変更した利用者数について（行き先別）	
1	行き先別、人数	
問4	貴事業所において介護職員の不足について	
1	介護職員の不足の有無	市独自項目
問5	問4で不足を感じていると答えた場合について	
1	年齢層別、人数	市独自項目
2	資格職の不足の有無、資格名	市独自項目
問6	外国人介護人材の受入れについて	
1	受入れの有無、人数	市独自項目

※利用者票（ケアマネジャー）

問	調査項目	備考
問1	現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の状況について	
1	世帯類型	
2	現在の居所	
3	要支援・要介護度	
問2	現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている理由について	
1	本人の状態等に属する理由	
2	主に本人の意向等に属する理由	
3	主に家族等介護者の意向・負担等に属する理由	
4	問2-1で「身体介護」を選択した場合の具体的な内容	
5	問2-1で「認知症の症状」を選択した場合の具体的な内容	
6	問2-1で「医療的ケア」、「医療処置」を選択した場合の具体的な内容	
問3	現在のサービス利用では生活の維持が難しい状況を改善するためのサービス利用について	
1	どのようなサービスに変更することで改善できるか	
2	より適切と思われる具体的なサービス	
3	問3-2で「住まい・施設等」のサービスを選択した場合の利用者の入所・入居の緊急度	
4	問3-2で「住まい・施設等」のサービス※特養除くを選択した場合の入所・入居できていない理由	
5	問3-2で「住まい・施設等」のサービス※特養選択した場合の特養に入所できていない理由	

【居所変更実態調査（国調査）】調査項目一覧

資料4-2-6

（対象者：介護施設（サ高住・住宅型有料含む））

問	調査項目	備考
問1	サービス種別について	
1	サービス種別（施設等）	
問2	貴施設等の概要について	
1	施設等の名称	
2	定員数	
3	入所・入居者数	
4	待機者数	
5	特別養護老人ホームの待機者数 ※特養・地域密着型特養は回答不要	
問3	現在の入所・入居者の要支援・要介護度について	
1	自立、要介護度別、申請中・不明	
問4	以下の医療処置を受けている人数について	
1	点滴の管理等の医療処置別、人数	
問5	過去1年間に貴施設等に新規で入所・入居した人数について	
1	新規の入所・入居者数（合計）	
問6	過去1年間に貴施設等に新規で入所・入居者について入所・入居する前の居場所別の人数について	
1	入所・入居する前の居場所別、人数	
問7	過去1年間に貴施設等を退去した人数について	
1	退去者数（合計）	
問8	過去1年間の退去者の要介護度別の人数について	
1	自立、要介護度別、申請中・不明	
問9	過去1年間の退去者の退去先別の人数について	
1	退去先別、人数	
問10	貴施設等の入居・入所者が退去する理由について	
1	退去理由として多いもの上位3つ	

【介護人材実態調査（国+市調査）】調査項目一覧

(対象者：介護事業所（通所系）・介護施設（サ高住・住宅型有料含む）)

問	設問内容	備考
問1	サービス種別（介護予防を含む）について	
1	サービス種別（事業種類）	
問2	貴施設等に所属する介護職員について	
1	介護職員の総数（正規職員・非正規職員別）	
2	開設時期	
3	過去1年間の介護職員の採用者数と離職者数 ※開設から1年以上経過している場合	
4	問3の採用者数等について正規・非正規別・年齢別	
問3	貴事業所において介護職員の不足について	
1	介護職員の不足の有無	市独自項目
問4	問3で不足を感じていると答えた場合について	
1	年齢層別、人数	市独自項目
2	資格職の不足の有無、資格名	市独自項目
問5	外国人介護人材の受入れについて	
1	受入れの有無、人数	市独自項目
問6	貴施設等に所属している介護職員全員（非常勤含む。ボランティアの方を除く）について	
1	資格の取得、研修の終了の状況	
2	雇用形態	
3	性別	
4	年齢	
5	過去1週間の勤務時間	
6	現在の施設等での勤務年数	
7	現在の施設等に勤務する直前の職場 ※地域密着型を含む	
8	直前の職場の法人・グループの形態等	

(対象者：介護事業所（訪問系）)

問	設問内容	備考
問1	サービス種別（介護予防を含む）について	
1	サービス種別（事業種類）	
問2	貴事業所に所属する介護職員について	
1	介護職員の総数（正規職員・非正規職員別）	
2	開設時期	
3	過去1年間の介護職員の採用者数と離職者数 ※開設から1年以上経過している場合	
4	問3の採用者数等について正規・非正規別・年齢別	
問3	貴事業所において介護職員の不足について	
1	介護職員の不足の有無	市独自項目
問4	問3で不足を感じていると答えた場合について	
1	年齢層別、人数	市独自項目
2	資格職の不足の有無、資格名	市独自項目
問5	外国人介護人材の受入れについて	
1	受入れの有無、人数	市独自項目
※職員票（訪問系）（介護事業所）		
問1	あなたの事業所で提供するサービス種別（介護予防を含む）について	
1	サービス種別（事業種類）	
問2	あなたの資格の取得、研修の終了の状況について	
1	資格取得、研修終了の状況	
問3	あなたの雇用形態等について	
1	雇用形態（正規職員・非正規職員別）	
2	性別	
3	年齢	
4	過去1年間の勤務時間	
5	現在の事業所での勤務年数	
問4	問3-5で勤務年数が1年未満の場合の直前の職場について	
1	特養等の事業種類別外	
問5	問4で直前の職場が介護サービス事業所の場合	
1	場所（市内・市外別）、法人	
※職員票（訪問系）（訪問介護員向け）		
直近の1週間（7日間）について提供した時間（分）について		
1	介護給付による訪問	
2	介護予防給付・総合事業による訪問	